

## 菊川市体育館及び菊川市体育施設を付帯する都市公園等の

### 指定管理者を指定しました

菊川市議会で審議の結果、菊川市体育館及び菊川市体育施設を付帯する都市公園等は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、「菊川市体育協会グループ」が管理運営を行います。

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1)

名 称 菊川市民総合体育館  
所在地 菊川市赤土1070番地の1

(2)

名 称 菊川市小笠体育館  
所在地 菊川市下平川5445番地の1

(3)

名 称 菊川市堀之内体育館  
所在地 菊川市堀之内61番地

(4)

名 称 菊川市菊川運動公園  
所在地 菊川市西方898番地

(5)

名 称 菊川市和田公園  
所在地 菊川市和田1017番地

(6)

名 称 菊川市尾花運動公園  
所在地 菊川市加茂1110番地の18

(7)

名 称 菊川市尾花公園  
所在地 菊川市加茂1300番地の12

(8)

名 称 菊川市菊川公園  
所在地 菊川市半済1550番地の5

(9)

名 称 菊川市丹野グラウンド  
所在地 菊川市丹野932番地の1

(10)

名 称 菊川市小笠グラウンドゴルフ場  
所在地 菊川市下平川506番地の1

## 2 指定管理者の名称及び所在地

名 称 菊川市体育協会グループ

代表者 代表 特定非営利活動法人 菊川市体育協会 会長 岩水素江

所在地 菊川市赤土1070番地の1

## 3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 4 選定方法

菊川市指定管理者選定委員会選定要領に基づき、団体等から提出された申請及び提案内容について、菊川市指定管理者選定委員会において、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、指定管理者候補者を選定。

## 5 選定理由

「菊川市体育協会グループ」は、菊川市体育館及び菊川市体育施設を付帯する都市公園等の管理運営を行う指定管理者として、施設の設置目的を十分に理解されており、スポーツ振興及び公園管理をより効果的かつ効率的に達成し、市民サービスの向上及び施設の利用促進に資すると考える。

また、管理運営業務に係る仕様書に沿って的確な事業計画をされており、スポーツ振興の拠点或いは憩いの場として、当該施設の管理運営を円滑に遂行できると期待される。

以上のことから、「菊川市体育協会グループ」を菊川市体育館及び菊川市体育施設を付帯する都市公園等の管理運営を行う指定管理者として適切であると判断した。

## 6 候補者に対する要望

(1) 利用者の安全、菊川市民の体力増加に関して良いものを提案していただいたので、是非実践していただきたい。

(2) 時代の多様なニーズへの対応や若い人の利用を促進していくために、若い力が必要になる。今後、若返りを含めた体育協会自体の強化をお願いしたい。

(3) スポーツ人口の増加を図るため情報発信を広く行い、行政、学校、地域、民間企業等と連携し地域活性化に繋がるよう取り組んでいただきたい。

(4) 現指定管理者として施設の安全管理の業務を担っているが、一部施設において点検・修繕が行き届いていない部分が見られる。老朽化の対応等も含め、行政と協議し、利用者等が安全に利用できる環境保全に努めていただきたい。

## 7 指定管理者指定までの経緯

令和元年6月27日 第1回指定管理者選定委員会を開催

令和元年8月19日から令和元年8月30日まで 申請書類の受付

令和元年9月17日 第2回指定管理者選定委員会を開催 第1次審査(書類審査)、第

2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）の実施、選定

◆第2次審査 指定管理者候補者選定結果

区分	団体名	得点
候補者	菊川市体育協会グループ （代表 特定非営利活動法人 菊川市体育協会）	651点

※配点900点中

令和元年12月20日 議決により指定